

第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成27年10月20日（火）午後2時00分

場 所 津市白山庁舎 2階 205会議室

出席部会委員	25	<small>いとう</small> 伊藤	<small>たけのり</small> 武則	・	26	<small>いなば</small> 稲葉	<small>かずひさ</small> 和久	・	27	<small>おおい</small> 大井	・	28	<small>かずし</small> 鈴木	<small>すずき</small> 照正	
	29	<small>たぐち</small> 田口	<small>よしのり</small> 慶則	・	30	<small>もろと</small> 諸戸	<small>よしあき</small> 善昭	・	31	<small>うえかわ</small> 上川	<small>ひろふみ</small> 洋文	・	32	<small>たなか</small> 田中	<small>たけつぐ</small> 竹次
	33	<small>もりやま</small> 守山	<small>たかゆき</small> 孝之	・	35	<small>いけだ</small> 池田	<small>まさし</small> 昌司	・	36	<small>いたに</small> 井谷	<small>いさお</small> 功	・	37	<small>きしの</small> 岸野	<small>たかお</small> 隆夫
	38	<small>なかがわ</small> 中川	<small>かずお</small> 和雄	・	39	<small>ふじた</small> 藤田	<small>たけし</small> 武	・	40	<small>ゆうき</small> 結城	<small>しんぞう</small> 晉三	・	42	<small>かたおか</small> 片岡	<small>まさいく</small> 眞郁
	47	<small>なかに</small> 中谷	<small>ひでや</small> 秀也												

以上17名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34 あさい 浅井 きそお 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・大原主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 31 うえかわ 上川 ひろふみ 洋文・42 かたおか 片岡 まさいく 眞郁

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）
 報告第5号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 （農業委員会許可・所有権移転）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 （農業委員会許可・所有権移転）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 （農業委員会許可・賃貸借権）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 （農業委員会許可・使用貸借）

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議案第7号 農地等の権利移動にかかる下限面積の「別段の面積」について

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第10回第2農地部会を開会させていただきます。本日の欠席はありません。</p> <p>議事指名者を私のほうから指名させていただきます。議事録署人、31番 上川委員・42番 片岡委員、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、まず本会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。よろしくお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号は1から4で、件数は4件、面積は田で8,812㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号は1から7で、4ページをお願いします。</p> <p>合計で件数は7件、面積は30,875㎡で、その内訳は田が21,366㎡、畑が9,509㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で135㎡でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、長屋住宅の1件で、面積は畑で1,448㎡でございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 時効取得による所有権の移転についてでございます。</p> <p>番号1、権利者 _____、申請地合計面積 1,817㎡、取得年月日 平成17年2月1日でございます。</p> <p>権利者は、当該土地を10年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。</p> <p>件数はこの1件でございます。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。</p>

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお
願いします。
それでは、議案事項に入らせていただきます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許
可・所有権移転）を議題といたします。
事務局、説明を願います。お願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許
可・所有権移転）でございます。
番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積16,882㎡、渡人 _____、
面積11,241.2㎡、申請地 稲葉町長田_____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積552㎡ 外3筆、合計面積 5,755㎡です。
これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲
り受け、営農を拡大するものです。
番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積 16,882㎡、渡人
_____、面積 4,821㎡、申請地 稲葉町下鴻野_____、台帳地目・
現況地目とも畑、面積 727㎡ 外5筆、合計面積 4,505㎡。
これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲
り受け、営農を拡大するものです。
番号3、地区 栗葉、受人 _____、面積 16,882㎡、渡人
_____、面積 16,189㎡、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・
現況地目とも畑、面積 373㎡。
これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲
り受け、営農を拡大するものです。
番号4、地区 大井、受人 _____、面積 10,838㎡、渡人
_____、面積 10,666㎡、申請地 一志町井生八反切_____、台帳地
目・現況地目とも田、面積 572㎡。
これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲
り受け、営農を拡大するものです。
番号5、地区 奥津、受人 _____、面積 7,622㎡、渡人 _____、
面積 182㎡、申請地 美杉町奥津谷垣内_____、台帳地目・現況地目と
も畑、面積 47㎡ 外1筆、合計面積 182㎡。
これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受
け、営農を拡大するものです。
以上、件数は5件で、合計面積は11,387㎡、この内訳は、田が
9,553㎡、畑が1,834㎡でございます。いずれの案件につきまして、
全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件な
ど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たして
いると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見
をお伺いします。1、2、3とお願いします。お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。

14日、地元委員と事務局で現地確認に行っていました。1、2、3と譲受人が同じですので、続けて説明させていただきます。それと、場所については、筆数が多いので、代表的なもので説明をさせていただきますので、ご了承をお願いします。

1番は、県道_____線沿いにある_____の_____から東へ約1kmのところで、その道路を挟んで北側と南側にある土地でございます。

そして、2番は、同じく県道_____線沿いで、_____の少し南側に入ったところになります。

3番は、_____になりますが、_____の集落から南側へおりていったところで、周辺も耕地整理した田んぼが広がっており、何ら問題はないかと思われ

ます。
詳細については今事務局から説明がありましたとおりですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。4番をお願いします。

上川委員

31番 上川です。14日に委員と事務局で立ち会いなどしてきました。

昔の苗場だった場所で3枚あります。3軒がそれぞれお持ちでして、そのうちの1軒が売買されるということで、何ら問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。5番、お願いします。

岸野委員

37番 岸野です。14日に総合支所の担当者と農業委員4名で現地調査を行いました。目標となる目印がありませんので、申請地の場所については省略したいと思いますが、譲受人の住居のすぐそばにあります。現在は、茶を植えておりまして、美しく管理もしておりますので、別に問題はありません。どうぞよろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

地元より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員

〈一同 意見なし〉

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

〈一同 異議なし〉

議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町東羽野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 552㎡です。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地及び倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町稲里 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 297㎡ 外1筆、合計面積 455㎡。

これにつきましては、平成21年3月ごろ、申請地を一般個人住宅用地及び駐車場用地にされており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 家城、申請者 _____（持ち分2分の1）、申請地 白山町二俣堂ノ前 _____、台帳地目 畑、現況地目 ため池、面積 833㎡ 外1筆、合計面積 1,702㎡。

これにつきましては、昭和60年10月ごろから申請地をかんがい用水池及びゲートボール場用地として使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

なお、残りの持ち分については、議案第3号でご審議をお願いします。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 家城、申請者 _____（持ち分2分の1）、申請地 白山町二俣矢下 _____、台帳地目 田、現況地目 ため池、面積 704㎡。

これにつきましては、昭和60年10月ごろから申請地をかんがい用水池として使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

なお、残りの持ち分については、議案第3号でご審議をお願いします。農地区分は、農業振興地域内農用地になります。

以上、件数は4件、合計面積は3,413㎡、この内訳は、田が704㎡、畑が2,709㎡でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。14日に現地確認に行つてまいりました。この _____ というのは、 _____ の北側の地区になります。今回の申請地は、旧道を挟んでさらに北側で、国道 _____ 号に面した土地でして、国道沿いの _____ の東側です。今回、二男が戻つてこられて、農家住宅を建てられるということで、特に問題ないと思つたので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。14日に現地確認に行つてまいりまして、現地は隣の _____ 線の約100m奥へ入つたところで、 _____ の北の外れになる在所に

なります。平成20年10月頃、住宅が火災に遭われまして、今までの宅地のところへ建てるよりも、道沿いで畑のところ建ててしまったということです。現状としては、何ら問題ないかと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。3番、4番お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。家城の3番、4番について説明をいたします。14日午後から、地元委員、守山会長、諸戸部会長、事務局それから自治会長、司法書士の松本氏に立ち会っていただき、合計14名で現地確認を行いました。場所は、_____の一番小高いところに40戸ぐらいの_____という集落がございまして、その集落の中に現地がございまして。この_____は、_____の_____氏の所有地でございました。自治会のレクリエーションで使ってもらおうということで、寄附をされたということでございまして。かんがい用水池も_____氏、個人のものですが、営農組合へ寄附されたということでございまして。4番のかんがい用水池も、60年に圃場整備された折に、かんがい用水池して、今も利用されております。これも営農組合が現在管理されているということでございまして。これといった問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
地元委員より説明をいただきましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 〈一同 意見なし〉

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 10ページ、11ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。
番号1、地区 久居、受人 _____（株）代表取締役_____、渡人 _____、申請地 新家町己改_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積、171㎡ 外4筆、合計面積 2,351㎡です。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は1,013㎡、転用面積の43%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____外3名、申請地 庄

田町上出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 29 m² 外2筆、合計面積 344 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、事務所及び駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____ (有) 取締役_____、渡人 _____、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,252 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は497 m²、転用面積の40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大井、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町大仰芝ヶ鼻_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 411 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野南浦_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 79 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものですが、昭和60年ごろ、既にこの目的で転用されており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 家城、受人 _____ (持ち分2分の1)、渡人 _____、申請地 白山町二俣堂ノ前_____、台帳地目 畑、現況地目 ため池、面積 833 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地の2分の1を譲り受けて共有名義とし、かんがい用水池とするものですが、議案第2号番号3にありましておとり、昭和60年10月ごろ、既に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 家城、受人 _____ (持ち分2分の1)、渡人 _____、申請地 白山町二俣堂ノ前_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 869 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地の2分の1を譲り受けて共有名義とし、ゲートボール場用地とするものですが、議案第2号番号3にありましておとり、昭和60年10月ごろ、既に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 家城、受人 _____ (持ち分2分の1)、渡人 _____、申請地 白山町二俣矢下_____、台帳地目 田、現況地目 ため池、面積 704 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地の2分の1を譲り受けて共有名義とし、かんがい用水池とするものですが、議案第2号番号4にありましておとり、昭和60年10月ごろ、既に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、農業振興地域内農用地になります。

番号9、地区 多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町丹生俣東垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積

1, 114㎡ 外1筆で、11ページになりますが、合計面積 1,203㎡。

これにつきましては、昭和40年ごろ、渡人により植林されており、受人は、申請地を譲り受けて山林として管理するものですが、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は8,046㎡、この内訳は、田が704㎡、畑が7,342㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。14日に、会長、部会長、事務局で確認していただきました。場所は、_____の裏、_____という団地の間です。詳細は事務局の説明どおりでございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、3番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。14日に地元委員と事務局で現地確認に行ってまいりました。

2番は、国道_____号沿い、_____から約1km西に行ったところで、譲受人の自宅の真東の土地です。詳細については、事務局の説明どおりですので、問題はないかと思われま

す。3番は、午後から会長、部会長、事務局で現地確認を行いました。場所は_____から約500m行ったところで南側になりまして、周辺は畑になっています。

詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思われま

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。14日に現地確認をいたしました。場所は_____の近くで、周辺はかなり宅地化されておりまして、排水等何ら問題ないと思

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。14日に、午後、委員3名、事務局2名で現地確認をいたしました。

場所につきましては、_____の中心地でございます。細部については事務局説明どおりですので、よろしくお

議長 ありがとうございます。6、7、8とお願いします。

浅井委員 34番 浅井です。家城の6、7、8について説明します。

先ほど説明させてもらったとおり、14日に、場所も同じですが、確認を行いました。内容については、先ほど事務局、説明していただいたとおりですが、この譲受人の欄の_____氏と_____氏については、_____さんは_____でございます。それで、現在、_____をいただいているのが、_____さんということでございます。区で所有権の移転をされるということでございます。ほかは問題ございませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。9番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。9番について説明をいたします。14日に会長初め部会長、私、事務局、それから地元委員が現地確認を行いました。譲渡人はその土地を管理するという意思がなく、譲受人が譲っていただいたら管理はしていくということです。89㎡の場所については、これは広葉樹、もみじ、カエデを10本ぐらいは植えたいということです。1,114㎡についてはもう既に杉の木が植林されております。周囲も既に山です。その中の一部です。始末書の添付もされておりますし、農地に復元することは不可能と思います。以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明が終わりましたが、皆さんからご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 〈一同 意見なし〉

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町稲初垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,196㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、497㎡、転用面積の42%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、借人 _____、貸人 _____、申請地 榊原町岡_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 333㎡ 外2筆、合計面積 1,291㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請

地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、497㎡、転用面積の38%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は、いずれも田で2,487㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。これも14日に、会長初め部会長、事務局で、現地確認を行ってまいりました。場所は、ちょうど_____と_____の境目になりまして、_____という_____があります。その真南側です。建築屋の倉庫や_____もあり、周辺には住宅も点在しており、何ら問題はないかと思われまので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。14日に地元委員及び事務局、また午後からは守山会長初め本庁から来ていただきまして、現地確認を行いました。場所としましては、_____から北へ向かうこと200m行きますと、西に_____、東に_____があり、そこから100mぐらい行きますとT字路がありまして、左折して西へ向かうところが現地でございます。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。よろしいですか。

部会委員 〈一同 意見なし〉

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います

事務局 13ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 倭、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町南出中瀬古_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 201㎡ 外1筆、

合計面積 234㎡です。

これにつきましては、借人は、申請地に永年の使用貸借権を設定し、一般個人住宅用地とするものです。

なお、申請地には、昭和初期には既に家屋が建築されており、昨年この家屋を取り壊して居宅の新築に着工したとのことで、貸人から始末書が提出されておりますので、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。これも14日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。場所は、国道_____号沿いの_____の手前の信号を_____のほうへ曲がっていただくと、_____という地区になります。近くに_____と_____、_____がございます。その少し北側です。子どもさんが帰ってきて家を建てるということですが、事務局からの説明がありましたように、昭和初期にはもう既に建物が建っておったようですが、農地転用の申請がしていなかったということでもあります。排水等問題はないということですので、詳細は事務局の説明どおりであります。よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 〈一同 意見なし〉

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明願います。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借で24, 134㎡、契約件数は6件で

ございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で24,170㎡、畑の使用貸借で6,745㎡、契約件数は18件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で4,027㎡、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借で52,331㎡、畑の集積が、使用貸借で6,745㎡、合計契約件数は26件、合計面積は59,076㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区2件、一志地区4件、白山地区1件で、合計面積25,344㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。いかがですか。よろしいですか。

部会委員

〈一同 意見なし〉

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員

〈一同 異議なし〉

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

続きまして、議案第7号 農地等の権利移動にかかる下限面積の「別段の面積について」を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事 務 局

申し訳ありませんが、議案書に戻っていただきますようお願いいたします。

14ページをお願いいたします。

議案第7号 農地等の権利移動にかかる下限面積の「別段の面積」についてでございます。

本議案につきましては、農地法第3条第2項第5号の下限面積にかわるべき面積を新たに定めようとするものです。

対象とする地域は、津市美杉町の区域です。

別段の面積としましては、空き家の土地建物の所有権を取得した個人が、農地の所有権を耕作目的で取得する場合で、原則1回限りの許可申請をされる場合の下限面積を1aにしようとするものです。

現在、美杉地域の下限面積は、30aとなっておりますが、別段の面積を定めようとする理由につきましては、当該地域では、過疎化対策の1つとして「空き家情報バンク制度」を実施しており、年々増加する空き家を売却や賃貸し、都会からの定住者を積極的に受け入れています。

このことから、農業委員会といたしましても、この施策が効果的に運用されるよう、農地の取得も容易にできるようにしようとするものです。

なお、この議案につきまして、本農地部会で決定をいただきましたら、その後、告示させていただきます。

この告示の手続きのために必要となる日数を考慮して、別段面積を適用させていただくのは11月1日からとさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりましたが、皆さん方ご意見がありましたら、どうでしょうか。よろしいですか。

部会委員 〈一同 意見なし〉

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、決定したいと思います。

以上で、本部会に付議されました議案全て審議をいただきました。ありがとうございます。

午後2時40分

上記は、第10回第2農地部会の議事を録したものである。

平成27年10月20日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____